

2021年3月22日更新

コロナ感染対策

当院ではスタッフ一同、コロナウィルスの感染拡大防止に努めております。感染は波状に出ており、都度の感染対策の見直しをする事と致しました。また、患者さん、ご利用者の皆様、ご家族の方、取引業者各位にも感染拡大防止に向けご協力を頂きますようお願い致します。当施設への入場制限は下記の通り、大阪モデル2-(3)を参考にし、更に厳しい条件と致しております。入場される方はご自身で条件判定を行いご報告頂けますようお願い致します。

3月22日以降のコロナ対策

- ① 3密を避けた生活を心がける事（密閉空間・密集場所・密接場面）
- ② 手指・スマホの頻回なアルコール消毒
- ③ マスク、必要時のゴーグル等の予防具の着用
- ④ 毎朝の体温測定（37.5度以上の発熱で入場禁止）
- ⑤ 入院患者さんへの**面会解禁（1日15分以内）**
- ⑥ 受付にシールド設置
- ⑦ 待合室の座席の間引き・キッズルームの閉鎖・図書の撤去
- ⑧ スタッフ家族が海外及び（1）から帰宅する際の報告義務化（2）
- ⑨ （1）からの移動者と濃厚接触があった場合の報告義務化（2）
- ⑩ スタッフ家族の他府県間の移動自粛要請及び報告義務化（3）（米子市・境港市除く）
- ⑪ スタッフの他府県への移動自粛要請及び事前報告義務化（3）（米子市・境港市除く）
- ⑫ 他府県からの取引業者及びその他業務以外の業者の来院の制限（1）（4）
- ⑬ ライトピア利用料及び入院費の**自動引落しでのご請求**
- ⑭ 薬剤、コンタクトレンズの処方期間の延長（行政の指針に基づく）
- ⑮ Meet等による利用者のご家族の動画面会の推奨
- ⑯ （1）に該当する市町村からの移動について、来院3日以内に受けたコロナ検査にて陰性証明が出たスタッフ・スタッフ家族・業者等の立ち入りの許可

（1）「7日間合計新規陽性者数 **50人以上**かつ後半3日間で半数以上」となった**市町村**に在住しているスタッフ及びスタッフ家族、業者の施設内立入を禁止。

（2）該当する場合は迅速に報告を行い、必要であれば隔離に協力して頂きます。その際の費用は医院が負担します。

（3）不急の事情による他府県への移動は自粛のこと

（4）不急の事情であるならば延期、Web会議等で代替致します。